

日本郵政公社法施行規則に基づく索引

郵便業務

日本郵政公社法施行規則 第41条(単体決算関係)

公社は、法第六十五条第二項の規定に基づき、毎事業年度、郵便業務に関し、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 1 組織に関する次に掲げる事項
 - イ 組織の概要 75
 - ロ 役員の氏名及び役職 75
 - ハ 主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地 71
 - ニ 都道府県別の郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。次条第一号二及び第四十三条第一号二において同じ。)の数 77
- 2 業務の内容 76
- 3 業務に関する次に掲げる事項
 - イ 直近の事業年度における業務の概況 18-20, 87-88
 - ロ 直近の五事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
 - (1) 営業収益 79
 - (2) 経常利益又は経常損失 79
 - (3) 当期利益又は当期損失 79
 - (4) 郵便業務の区分に係る貸借対照表の内訳中資本の部において記載された設立時資産・負債差額の金額 79
 - (5) 純資産額 79
 - (6) 総資産額 79
 - (7) 職員数 79
- 4 直近の二事業年度における次に掲げる事項
 - イ 郵便業務の区分に係る貸借対照表の内訳、損益計算書の内訳及びキャッシュ・フロー計算書の内訳 211-217
 - ロ 郵便法第七十五条の二第四項に規定する通常郵便物、小包郵便物及び国際郵便の区分ごとの収支の状況 79-80

日本郵政公社法施行規則 第44条(連結決算関係)

公社が子会社、関連会社又は関連公益法人を有する場合には、公社は、法第六十五条第二項の規定に基づき、毎事業年度、郵便業務、郵便貯金業務又は簡易生命保険業務の区分ごとに、公社並びに当該子会社、関連会社及び関連公益法人に関する次に掲げる事項を、それぞれ第四十一条、第四十二条又は前条に規定する事項とともに公表しなければならない。

- 1 概況に関する次に掲げる事項
 - イ 主要な事業の内容及び組織の構成 92
 - ロ 子会社、関連会社及び関連公益法人に関する次に掲げる事項
 - (1) 名称 92-93
 - (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 92-93
 - (3) 資本金(関連公益法人にあつては、基本財産) 92-93
 - (4) 事業内容 92-93
 - (5) 設立年月日 92-93
 - (6) 公社が保有する子会社又は関連会社の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 92-93
 - (7) 公社の一の子会社又は関連会社以外の子会社又は関連会社が保有する当該一の子会社又は関連会社の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 92-93
- 2 公社及びその子会社又は関連会社の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 直近の事業年度における事業の概況 94-95
 - ロ 直近の五連結会計年度(第十七条第一項第六号に掲げるものの作成に係る期間をいう。次号において同じ。)における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
 - (1) 経常収益(郵便業務にあつては、営業収益) 95
 - (2) 経常利益又は経常損失(郵便業務にあつては、営業利益又は営業損失) 95
 - (3) 当期純利益又は当期純損失 95
 - (4) 純資産額 95
 - (5) 総資産額 95
- 3 公社及びその子会社又は関連会社の直近の二連結会計年度における連結貸借対照表の内訳、連結損益計算書の内訳及び連結キャッシュ・フロー計算書の内訳 252-259

郵便貯金業務

日本郵政公社法施行規則 第42条(単体決算関係)

公社は、法第六十五条第二項の規定に基づき、毎事業年度、郵便貯金業務に関し、次に掲げる事項を公表しなければならない。

1 組織に関する次に掲げる事項	
イ 組織の概要	97
ロ 役員の名及び役職	97
ハ 主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地	71
ニ 都道府県別の郵便局の数	99
2 業務の内容	98
3 業務に関する次に掲げる事項	
イ 直近の事業年度における業務の概況	28-29
ロ 直近の五事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	100
(2) 経常利益又は経常損失	100
(3) 当期利益又は当期損失	100
(4) 郵便貯金業務の区分に係る貸借対照表の内訳中資本の部において記載された設立時資産・負債差額の金額	100
(5) 純資産額	100
(6) 総資産額	100
(7) 郵便貯金残高及び郵便振替預り金残高	100
(8) 貸付金残高	100
(9) 有価証券残高	100
(10) 法第三十六条第一項又は第二項の規定による整理を行った後の積立金の額及び法第三十七条に規定する公社の経営の健全性を確保するため必要な額として政令で定めるところにより計算した額	100
(11) 職員数	100
ハ 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標として以下に掲げる事項	
・ 業務の状況を示す指標	
1 業務粗利益及び業務粗利益率	101
2 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	101
3 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	101
4 受取利息及び支払利息の増減	102
5 総資産経常利益率及び資本経常利益率	102
6 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	102
・ 郵便貯金に関する指標	
1 流動性貯金、定期性貯金の平均残高	102
2 定期性貯金(郵便貯金法第七条第三号に規定する定額郵便貯金を除く。)の残存期間別の残高	103
3 定期性貯金の預入期間別の残高	103
・ 資産運用に関する指標	
1 主要資産(現金預け金、コールローン、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、預託金、貸付金、合計(うち海外投融資)等)の区分ごとの平均残高	117
2 主要資産(現金預け金、コールローン、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券(公社債、外国債、その他の証券)、預託金、貸付金(預金者貸付、国債等担保貸付、地方公共団体貸付、郵便業務への融通)、その他、合計(うち外貨建資産)等)の区分ごとの資産の構成及び資産の増減	117
3 現金預け金、コールローン、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託、公社債、外国債、預託金、貸付金(うち地方公共団体貸付)、合計等の区分ごとの運用利回り	117
4 預け金利息、有価証券利息(公社債利息、外国債利息)、預託金利息、貸付金利息、コールローン利息、買現先利息、その他、合計等の区分ごとの利息収入明細	118
5 有価証券の種類別(国債、地方債、社債(うち公庫公団債等)、外国債、その他の証券、合計等の区分をいう。)の残高、平均残高及び残存期間別残高	117, 119
6 外貨建資産(公社債、現金預け金・その他、小計)、円貨額が確定した外貨建資産(公社債、現金預け金・その他、小計)、円貨建資産(公社債(円建外債))の区分ごとの海外投融資残高	121
7 外国債の地域別及び通貨別構成	121
8 貯証率の期末値及び期中平均値	125
9 預金者貸付、国債等担保貸付、地方公共団体貸付及び郵便業務への融通の区分ごとの貸付金の残存期間別残高	121

10 担保の種類別(貯金、有価証券及び信用の区分をいう。)の貸付金残高	122
11 地方公共団体貸付の対象別(郵便貯金法施行規則(平成十五年総務省令第八号)第七条第二項第二号の規定に基づき総務大臣が通知する対象の区分をいう。)及び都道府県別の貸付金残高	122
12 貯貸率の期末値及び期中平均値	125
4 業務の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の体制	35-38
ロ 法令遵守の体制	33-34
5 直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ 郵便貯金業務の区分に係る貸借対照表の内訳、損益計算書の内訳及びキャッシュ・フロー計算書の内訳	218-225
ロ 債権(貸付有価証券及びその未取利息をいう。)について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、決算期において次に掲げるものに区分することによって得られた各々の金額(決算処理後の金額とする。)	
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。)	226
(2) 危険債権(債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。)	226
(3) 正常債権(債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)又は(2)に掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。)	226
ハ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	226-228
(2) 金銭の信託	228
(3) 債券先物取引、債券オプション取引、先物外国為替取引及び通貨オプション取引	228
ニ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	229
ホ 債権償却の額	229

日本郵政公社法施行規則 第44条(連結決算関係)
該当ありません。

簡易生命保険業務

日本郵政公社法施行規則 第43条(単体決算関係)

公社は、法第六十五条第二項の規定に基づき、毎事業年度、簡易生命保険業務に関し、次に掲げる事項を公表しなければならない。

1 組織に関する次に掲げる事項	
イ 組織の概要	131
ロ 役員の氏名及び役職	131
ハ 主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地	71
ニ 都道府県別の郵便局の数	133
2 業務の内容	132
3 業務に関する次に掲げる事項	
イ 直近の事業年度における業務の概況	42-43
ロ 直近の五事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	134
(2) 経常利益又は経常損失	134
(3) 当期純利益又は当期純損失	134
(4) 簡易生命保険業務の区分に係る貸借対照表の内訳中資本の部において記載された設立時資産・負債差額の金額	134
(5) 総資産額	134
(6) 簡易生命保険責任準備金残高	134
(7) 貸付金残高	134
(8) 有価証券残高	134
(9) 簡易生命保険価格変動準備金、第二十五条第一項第三号に掲げる危険準備金(別表第四において単に「危険準備金」という。)及び法第三十六条第一項又は第二項の規定による整理を行った後の積立金の積立の状況	134
(10) 契約者配当準備金繰入額が契約者配当準備金繰入額と当期利益の額との合計額(又は契約者配当準備金繰入額から当期損失の額を減じて得た額)のうちに占める割合	134
(11) 職員数	134

(12) 保有契約高	134
八 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標として以下に掲げる事項	
・業務の状況を示す指標	
1 保険(簡易生命保険法第五条第一項に規定する保険契約のうち、同法第八条に規定する終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険を除くものをいう。以下この表において同じ。)及び年金保険(同法第八条に規定する終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険をいう。以下この表において同じ。)の区分ごとの新契約高及び保有契約高	135
2 死亡保障、生存保障、入院保障、障がい保障、手術保障について、保険及び年金保険の区分ごとの保障機能別保有契約高	135
3 保険及び年金保険の区分ごとの保険種類別保有契約高	136
・保険契約に関する指標	
1 保険及び年金保険の区分ごとの保有契約増加率	137
2 保険の新契約平均保険金額及び保有契約平均保険金額	136-137
3 保険及び年金保険の区分ごとの失効解約率	137
4 月払契約の保険の新契約平均保険料額	136
・経理に関する指標	
1 簡易生命保険責任準備金(危険準備金を除く。)を保険及び年金保険に区分し、危険準備金、合計等の区分ごとの明細	158
2 簡易生命保険責任準備金の積立方式、積立率	158
積立率の算式	
$(A+B)/(C+B) \times 100\%$	
算式の符号	
A 現に積み立てている第二十五条第一項第一号に掲げる保険料積立金	
B 現に積み立てている第二十五条第一項第二号に掲げる未経過保険料	
C 第二十五条第四項の総務大臣が定める方法により計算した金額	
3 保険及び年金保険ごとに、前年度末現在、利息による増加、配当支払による減少、当年度繰入額、当年度末現在(積立配当金額を付記する。)の区分ごとの第二十八条に規定する簡易生命保険契約者配当準備金の明細	159
4 簡易生命保険価格変動準備金を含む引当金ごとに区分し、残高、増減額等の区分ごとの引当金明細	160
5 不動産、動産、その他の区分ごとの不動産動産等処分益及び不動産動産等処分損	161
6 営業活動費、営業管理費、一般管理費の区分ごとの事業費明細	161
7 契約者配当準備金繰入額と当期純利益の額との合計額(又は契約者配当準備金繰入額から当期純損失の額を減じて得た額)の利源別の内訳	161
・資産運用に関する指標	
1 主要資産(現金及び預金、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、合計(うち海外投融資)等)の区分ごとの平均残高	170
2 主要資産(現金及び預金、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券(公社債、株式、外国債、その他の証券)、貸付金(保険契約者貸付、公庫公団等貸付、地方公共団体貸付、郵便業務への融通)、その他、合計(うち外貨建資産)等)の区分ごとの資産の構成及び資産の増減	168
3 現金及び預金、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託、公社債、外国債、貸付金(うち地方公共団体貸付)、合計等の区分ごとの運用利回り	170
4 預金利息、有価証券利息・配当金(公社債利息、株式配当金、外国債利息)、貸付金利息、その他、合計等の区分ごとの利息及び配当金等収入明細	171
5 有価証券の種類別(国債、地方債、社債(うち公庫公団債等)、株式、外国債、その他の証券、合計等の区分をいう。)の残高、平均残高及び残存期間別残高	170-173
6 地方公共団体貸付の対象別(簡易生命保険法施行規則(平成十五年総務省令第十五号)第七条第二項第二号の規定に基づき総務大臣が通知する対象の区分をいう。)及び都道府県別の貸付金残高	178, 180
7 外貨建資産(公社債、現金及び預金・その他、小計)、円貨額が確定した外貨建資産(公社債、現金及び預金・その他、小計)、円貨建資産(公社債(円建外債))の区分ごとの海外投融資残高	175
8 外国債の地域別及び通貨別構成	175
4 業務の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の体制	50-54
ロ 法令遵守の体制	48-49
5 直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ 簡易生命保険業務の区分に係る貸借対照表の内訳、損益計算書の内訳及びキャッシュ・フロー計算書の内訳	230-237

□ 債権(貸付有価証券及びその未収利息をいう。)について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、決算期において次に掲げるものに区分することによって得られた各々の金額(決算処理後の金額とする。)	
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。)	238
(2) 危険債権(債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。)	238
(3) 正常債権(債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)又は(2)に掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。)	238
八 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	238-240
(2) 金銭の信託	240-241
(3) 債券先物取引、債券オプション取引、先物外国為替取引及び通貨オプション取引	241
二 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	242
ホ 貸付金償却の額	242

日本郵政公社法施行規則 第44条(連結決算関係)

公社が子会社、関連会社又は関連公益法人を有する場合には、公社は、法第六十五条第二項の規定に基づき、毎事業年度、郵便業務、郵便貯金業務又は簡易生命保険業務の区分ごとに、公社並びに当該子会社、関連会社及び関連公益法人に関する次に掲げる事項を、それぞれ第四十一条、第四十二条又は前条に規定する事項とともに公表しなければならない。

1 概況に関する次に掲げる事項	
イ 主要な事業の内容及び組織の構成	200
□ 子会社、関連会社及び関連公益法人に関する次に掲げる事項	
(1) 名称	200
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	200
(3) 資本金(関連公益法人にあつては、基本財産)	200
(4) 事業内容	200
(5) 設立年月日	200
(6) 公社が保有する子会社又は関連会社の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	200
(7) 公社の一の子会社又は関連会社以外の子会社又は関連会社が保有する当該一の子会社又は関連会社の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	200
2 公社及びその子会社又は関連会社の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
イ 直近の事業年度における事業の概況	該当ありません
□ 直近の五連結会計年度(第十七条第一項第六号に掲げるものの作成に係る期間をいう。次号において同じ。)における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益(郵便業務にあつては、営業収益)	該当ありません
(2) 経常利益又は経常損失(郵便業務にあつては、営業利益又は営業損失)	該当ありません
(3) 当期純利益又は当期純損失	該当ありません
(4) 純資産額	該当ありません
(5) 総資産額	該当ありません
3 公社及びその子会社又は関連会社の直近の二連結会計年度における連結貸借対照表の内訳、連結損益計算書の内訳及び連結キャッシュ・フロー計算書の内訳	該当ありません